2024年4月号



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

E-mail: <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL: http://www.harasr.com/

令和6年度「アルバイト の労働条件を確かめよ う!」キャンペーンが始 まります

◆「アルバイトの労働条件 を確かめよう!」キャンペ ーンとは

全国の学生等を対象に、 新入学生等がアルバイトを 始めるであろう4月1日から7月31日までの間、自ら の労働条件の確認を促すこ となどを目的とした厚生労 働省発のキャンペーンで す。平成27年度から実施し ており、今年で10回目とな ります。ここでは、特に事 業主が留意すべき項目につ いてまとめます。

- ◆重点確認ポイント
- (1) 書面による労働条件明示を行っているか

特に次の7項目については必須です。

- 労働契約の期間
 契約更新の有無・条件等
- ③ 業務内容、場所等 ④ 勤務時間や休 憩・休暇等
- ⑤ 賃金の額、支払い方等⑥ 退職、解雇について
- (7) 無期転換申込みに関

する内容

(2) 学業とアルバイトが両 立できるようなシフト管理 になっているか

使用者が一方的に急なシ フト変更を命じることはで きません。

(3) 労働時間管理が適正に行われているか

アルバイトにも残業手当 の支払いは必要です。

(4) 商品を強制的に買わせていないか

本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から 一方的に商品代金を差し引 くことは、労基法違反とな ります。

(5) 遅刻や欠勤等に対して 罰金や損害賠償額を設定し ていないか

遅刻や無断欠勤等、規律 違反をしたことへを減額を して賃金の一部を減額を して賃金の無制限に減る をしてきません。1 の減給金額は平均賃金の 自分の半額を超えてわた。 を があったとしても、減に があったとしても、減に の がる金額 (月給制なら月給 の金額)の10分の1以下で なくてはなりません。 ◆キャンペーン実施項目 (1) 厚労省の実施事項

大学等にリーフレットやポスターを送付し、新入学時のガイダンス等での配布やホームページへの掲載な頼、事業主団体への周知、各都道府県および政令市への協力依頼、弁護士や社労士等の関係士業団体等への周知・協力を依頼します。(2)各都道府県労働局の実施事項

大学等での出張相談を行ったり、各都道府県労働局および各労基署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置したりするほか、事業主等に対するリーフレットの配付等を行います。

短い期間での工事契約を 禁止する建設業法などの 改正案が閣議決定

- ◆労働者の処遇改善
- ① 建設業者に対して労働者の処遇確保を努力義務化するとともに、国は当該処遇確保に係る取組状況を調査・公表
- ② 労務費等の確保と行き 渡りのため、中央建設業審 議会が「労務費の基準」を

作成・勧告することとし、 受注者および注文者の双 方に対して著しく低い労 務費等による見積り書の 作成や変更依頼を禁止(違 反発注者には国土交通大 臣等が勧告)

- ③ 併せて、受注者における 不当に低い請負代金によ る契約締結を禁止
- ◆資材高騰に伴う労務費へ のしわ寄せ防止
- ① 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象(リスク)がある場合、請負契約の締結まで通知を注者から注文者に通知を支きるよう義務化する。また、資材価格変動時における請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項として明確化
- ② 注文者に対し、当該リス ク発生時は誠実に協議に 応ずることを努力義務化
- ◆働き方改革と生産性向上
- ① 長時間労働を抑制する ため、受注者における著し く短い工期による契約締 結を禁止
- ② I C T 活用等を要件に、 現場技術者に係る専任規 制や、公共工事における施 工体制台帳提出義務を合 理化
- ③ I C T 活用による現場 管理の「指針」を国が作成

し、特定建設業者や公共工 事受注者に対し、効率的な 現場管理を努力義務化

賃上げ予定の中小企業の 6割が業績改善の伴わない「防衛的」賃上げ

2024年度に賃上げを予定する企業は、前年度比 3.1ポイント増の 61.3%に上ったものの、うち6割が業績改善を伴わない人材確保のための「防衛的な賃上げ」を迫られている状況です。

◆人手が「不足している」 と回答した企業は 65.6%

「人手不足の状況および 対応」では、人手が「不足 している」と答えた企業は 前年比1.3ポイント増の 65.6%に上り、3社に2社 が人手不足という深刻な状 況が依然続いています。

業種別にみると、「2024 年問題」への対応が求めら れる建設業 (78.9%) や運 輸業 (77.3%)、労働集約 型の介護・看護業

(76.9%) で「不足している」とする企業の割合が高く、8割近くに及んでいます。また、最も低い製造業(57.8%) でも約6割が「不足している」と回答していて、あらゆる業種で人手不足の状況にあります。

◆2024 年度に「賃上げを実施予定」の企業は6割超

こうした中で、2024年度

に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は、昨年度(58.2%)から3.1ポイント増加の61.3%と6割を超え、賃上げに取り組む企業は着実に増加しています。ただ、そのうち、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は60.3%で、依然6割が「防衛的賃上げ」となっています。

従業員規模別では、従業員5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は32.7%にとどまり、「賃上げを見送る予定(引下げ予定を含む)」が16.8%に上っています。

◆「最低賃金を下回ったため、賃金を引上げた」企業は 38.4%

2023年10月の最低賃金 引上げを受け、「最低賃金を 下回ったため、賃金を引上げ た」企業(直接的な影響を受けた企業)は38.4%と、昨 年度から0.4ポイント低下したものの引き続き高い水準で す。一方、人手不足や物価 上昇が進む中、「最低賃金を 上回っていたが、賃金を引上 げた」企業は29.8%と、昨年 度から5.2ポイント増え、 2017年の調査開始以降で最 も高い割合となっています。